深川市下水道事業
経　営　戦　略

【計画期間：平成 29 年度～平成 38 年度】

深川市建設水道部上下水道課

【平成 30 年 8 月改訂版】

目　　次

はじめに ・・・

はじめに

本市の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業（以下、「下水道３事業」といいます。）の３つの事業を行い、公衆衛生と生活環境の向上を推進しています。

公共下水道事業は、昭和４７年から終末処理場（深川浄化センター）及び管渠の整備が開始され、昭和５４年に汚水処理施設の運用開始とともに、市内の水洗化がはじまりました。平成１１年からは音江浄化センターの運転を開始しています。

農業集落排水事業は、昭和６０年に納内地区の整備に着手し、平成２年に整備完了により汚水処理を開始しています。また、平成７年に多度志地区の整備に着手し、平成１０年から汚水処理を開始しています。

個別排水処理施設整備事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業以外の地域の環境保全等のため、平成７年度から住宅敷地内に合併処理浄化槽を設置し、維持管理を行う事業として進めています。

平成２４年３月に「深川市下水道中期ビジョン」を策定し、本ビジョンに基づき下水道３事業を進めてまいりました。

経営戦略は、平成２８年１月、国（総務省）の通達により、下水道事業を含む公営企業に対し「今後の人口減少や施設の老朽化」を想定しつつ、平成３２年度までに中長期的な経営方針を定めることとされたため、これを受け、本市としましても下水道３事業について、経営及び財政状況を踏まえ、下水道の目指すべき方向性と事業展開を示すものとして、平成２９年度から３８年度までの１０年間を計画期間とする本経営戦略を平成２９年３月に策定いたしました。

策定時において予定していた、平成２９年度の使用料見直し作業と併せ、本経営戦略の改訂を検討することとしていましたが、公費負担の算定方法について変更になったことから検討を継続し、改めて経営・財務状況について把握し、安定的に事業を継続するため投資計画と収支のバランスについて検討を行い、「深川市下水道事業経営戦略（改訂版）」を策定いたしました。

今後、本経営戦略の施策や事業を着実に進め、これまでと同様に市民の皆様に安全、安心をお届けできるよう努めるとともに、より経営効率を高め下水道３事業の経営を図ってまいります。

第１章　事業概要

１．事業の現況

公共下水道事業は、昭和４７年に事業に着手し、終末処理場である「深川浄化センター」の建設及び汚水管渠の整備を進め、昭和５４年から深川駅南側の一部で供用を開始しました。

また、平成１１年には「音江浄化センター」の供用を開始し、現在、深川・音江処理区において下水道を利用しています。

なお、公共下水道事業は、規模が大きいことから整備に時間を要するため、５年毎に認可計画を変更し、順次整備を進めています。

農業集落排水事業は、地元期成会の要望を受け、昭和６０年に納内地区の事業に着手し、平成２年に汚水処理施設である「納内農業集落排水処理場」が完成し、納内駅周辺で下水道を利用しています。

また、平成７年には多度志地区の事業に着手し、平成１０年に「多度志農業集落排水処理場」が完成し、下水道を利用しています。

【下水道のしくみ】

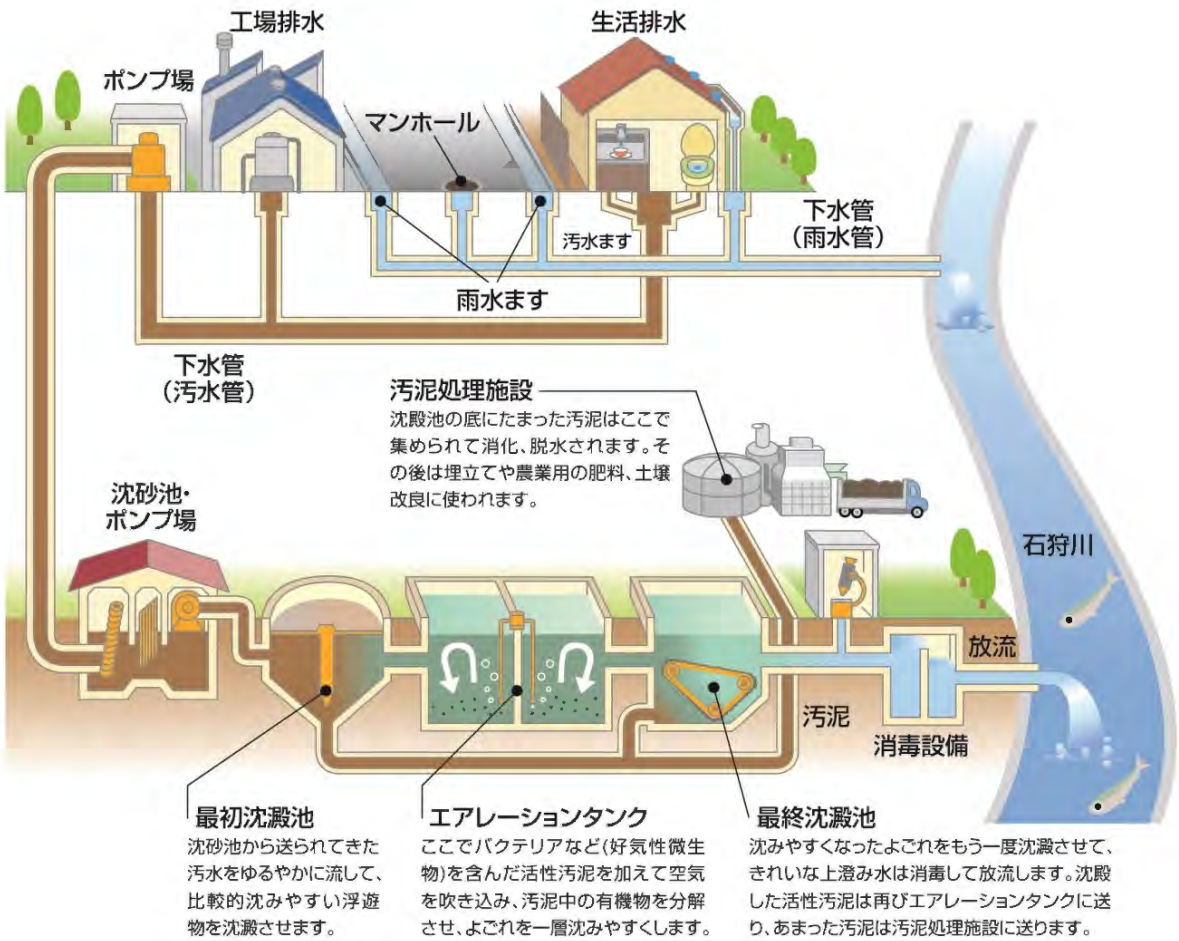

個別排水処理施設整備事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業区域外を対象に、平成７年度から実施しているもので、設置希望者の住宅敷地に市が合併処理浄化槽を設置し、公共下水道事業と同じように利用者から使用料を徴収しています。

【合併処理浄化槽と単独浄化槽】

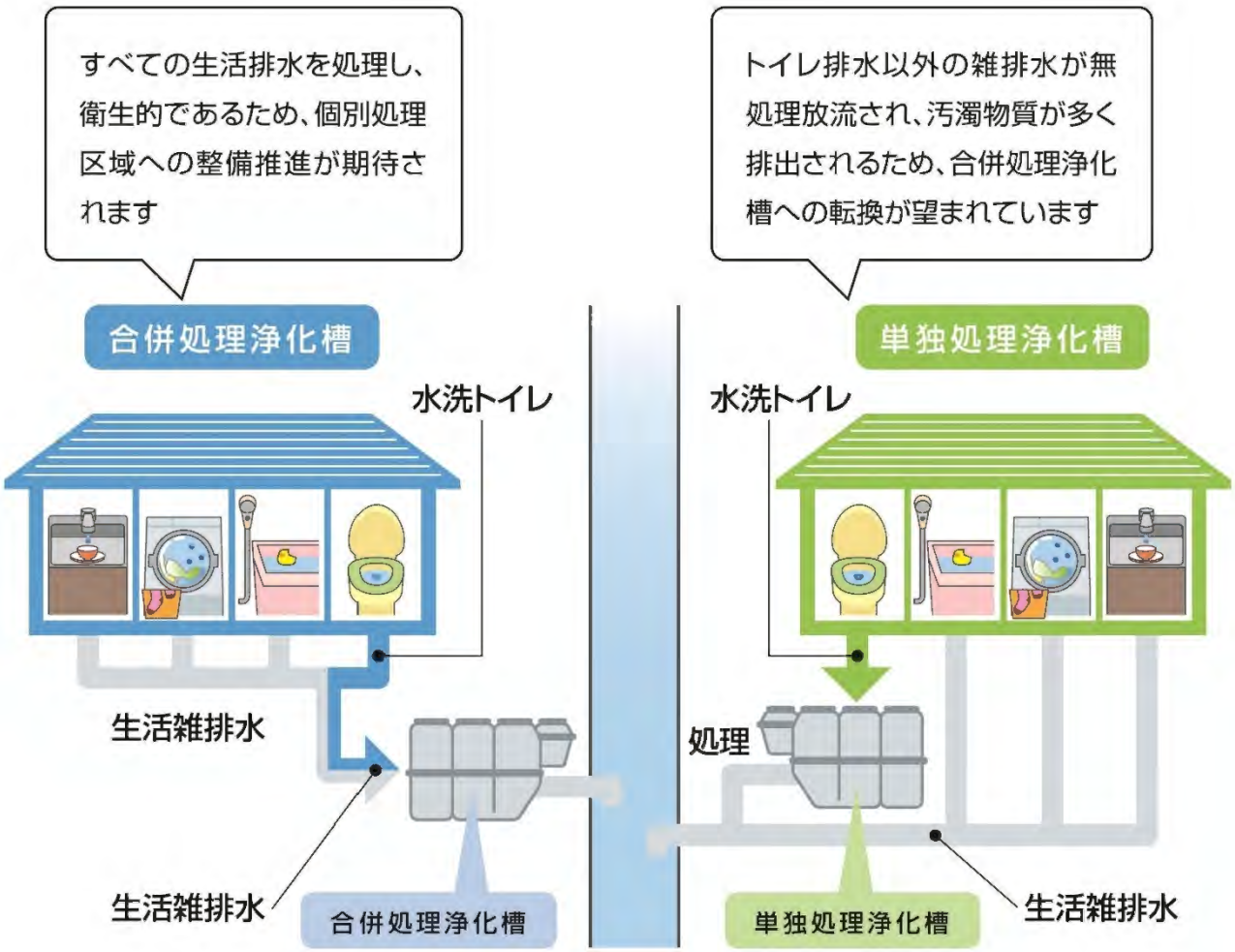

これら下水道３事業の経営は、公共下水道事業を「下水道事業特別会計」、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業を「農業集落排水事業特別会計」の２会計で行っており、地方公営企業法非適用で経営しています。

（１）施設

＜公共下水道事業＞

公共下水道事業の終末処理場は、深川処理区と音江処理区それぞれに建設しており、汚水管渠により下水道に接続している建物の台所やお風呂、トイレ等から集まってくる汚水を処理し石狩川に放流しています

また、汚水を効率よく終末処理場に流入させるため、ポンプ場及びポンプ所があります。

公共下水道事業施設の概要　（平成 29 年度末）

処理区	供用開始年	処理面積	処理区域内人口密度	処理場・ポンプ場	管渠
深川	昭和５４年 ７月１日	502.50ha	28.1 人/ha	終末処理場 深川浄化センター ポンプ場 •公園通汚水中継ポンプ場 •錦町汚水中継ポンプ場	ポンプ所　：11 箇所 汚水管延長：94km 雨水管延長：44km
音江	平成１１年 １１月１日	134.10ha	11.6 人/ha	終末処理場 音江浄化センター	ポンプ所　：４箇所 汚水管延長：22km 雨水管延長：　3km
全体	－	636.60ha	24.04 人/ha	２処理場 ２ポンプ場	汚水管渠：116km 雨水管渠：　47km

＜農業集落排水事業＞

農業集落排水事業の汚水処理施設は、納内地区と多度志地区それぞれに建設しており、汚水管渠により下水道に接続している建物の台所やお風呂、トイレ等から集まってくる汚水を処理し、石狩川または多度志川に放流しています。

また、汚水を効率よく処理施設に流入させるため、ポンプ所があります。

農業集落排水事業施設の概要　（平成 29 年度末）

処理区	供用開始年	処理面積	処理区域内人口密度	汚水処理施設	管渠
納内	平成２年 ６月１日	７４ha	17.5 人/ha	納内集落排水処理場	ポンプ所：２箇所 汚水管延長：12km 雨水管延長：　1km
多度志	平成１０年 ５月１５日	５４ha	5.9 人/ha	多度志集落排水処理場	ポンプ所　：３箇所 汚水管延長：　6km
全体	－	１２８ha	12.6 人/ha	２処理場	汚水管渠：18km 雨水管渠：　1km

＜個別排水処理施設整備事業＞

個別排水処理施設整備事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業以外の区域の個人敷地に市所有の合併処理浄化槽を設置し、家庭の台所やお風呂、トイレ等の汚水を浄化槽で処理し、付近の道路側溝等に放流しています。

個別排水処理施設整備の概要　（平成 29 年度末）

処理区	供用開始年	人槽別浄化槽設置基数						
		５人槽	６人槽	７人槽	８人槽	９人槽	10 人槽	計
深川	平成７年 ８月１日	100	19	97	27	16	24	283
納内		84	19	50	16	8	17	194
音江		81	16	51	6	1	9	164
多度志		23	11	38	8	7	12	99
計	－	288	65	236	57	32	62	740

【公共下水道事業処理区域等】

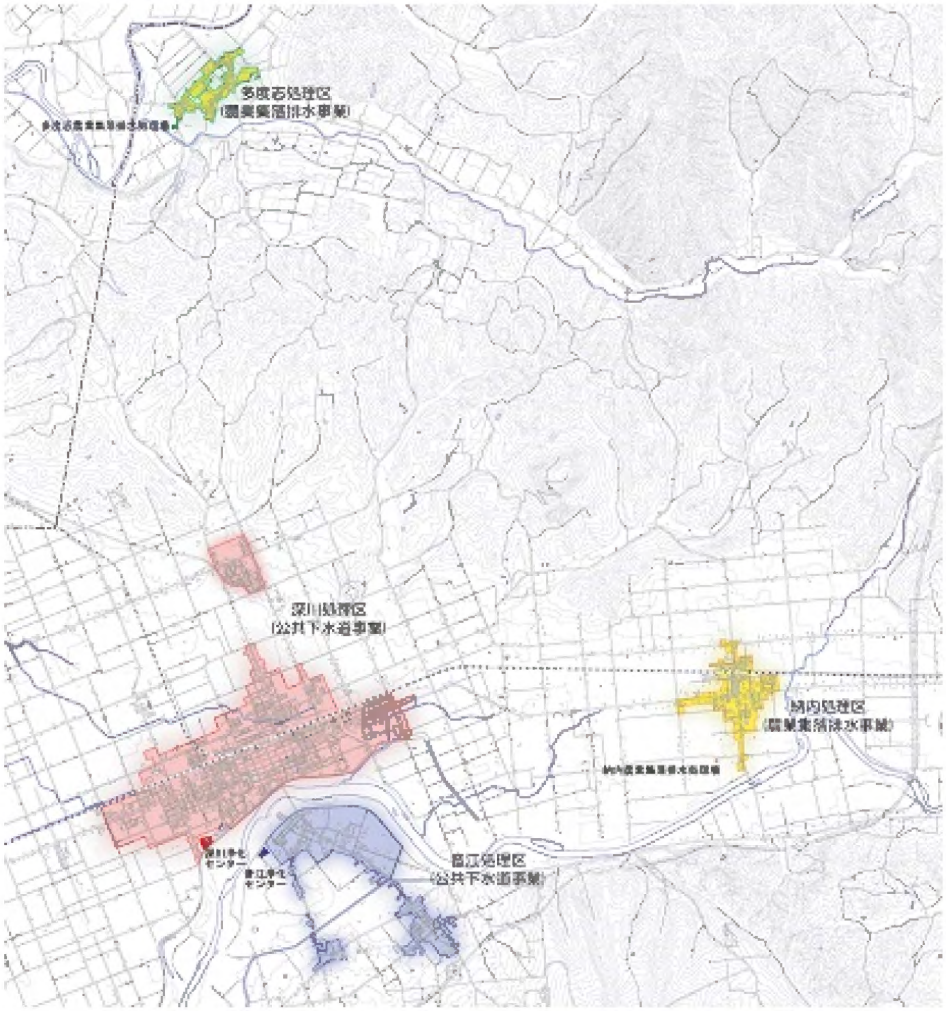

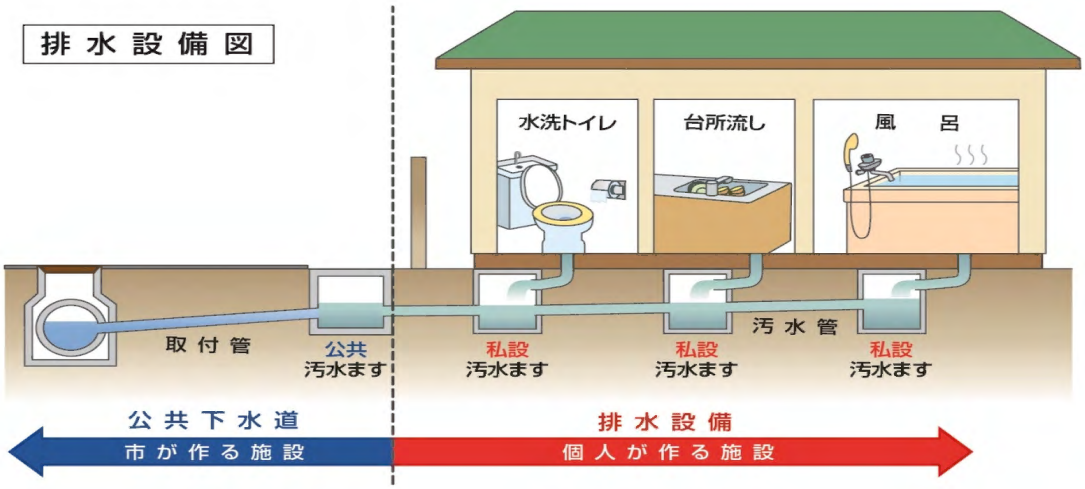

（２）使用料と有収水量

①使用料体系

使用料体系は、一般用と浴場用の２区分ですが、現在、公衆浴場が市内にないため、一般用のみが適用となっています。

これまでの使用料水準は、消費税及び地方消費税の改定を除き、平成１０年４月から適用している水準です。

また、市行政の福祉施策として低所得者世帯等の基本使用料を軽減しており、一般会計から補填されています。

下水道３事業における使用料体系　（H30.4.1 現在）

区分	基本水量（1 か月当たり）	基本使用料（1 か月当たり）	1 ㎥当りの超過使用料	備考
一般用	８㎥まで	１，４４７円	１９４円/㎥	
浴場用	１㎥につき	３５円	なし	

※消費税及び地方消費税を含む

②２０㎥当りの使用料水準

各事業における年度毎の使用料収入総額を有収水量で除した実質的な２０㎥当たりの使用料水準は次のとおりとなっています。

なお、基本使用料軽減分の金額は一般会計から補填されているため含まれていません。

20 ㎥使用した場合の１か月の使用料　（単位：円/20 ㎥・月）

年度	下水道３事業全体	公共下水道事業	農業集落排水事業	個別排水事業
平成２５年度	3,854	3,865	3,874	3,704
平成２６年度	3,967	3,980	3,978	3,799
平成２７年度	3,979	3,994	3,984	3,805
平成２８年度	3,997	4,006	4,086	3,808
平成２９年度	4,001	4,016	4,019	3,808

※算出方法は、年間使用料請求額÷年間有収水量。

※円未満の端数は切捨て計算。

③有収水量と使用料の状況

下水道３事業における過去５年における有収水量及び使用料収入の状況は、次のとおりです。

1)有収水量　（単位：㎥）

年度	下水道３事業合計	公共下水道事業	農業集落排水事業	個別排水事業
平成２５年度	1,842,717	1,561,819	145,050	135,848
平成２６年度	1,800,744	1,526,607	139,005	135,132
平成２７年度	1,782,158	1,505,278	139,426	137,454
平成２８年度	1,760,755	1,493,112	138,820	128,823
平成２９年度	1,744,021	1,480,778	136,070	127,173
平均	1,786,079	1,513,519	139,674	132,886

2)使用料　　（単位：円）

年度	下水道３事業合計	公共下水道事業	農業集落排水事業	個別排水事業
平成２５年度	355,140,670	301,882,369	28,098,355	25,159,946
平成２６年度	357,185,861	303,861,425	27,651,777	25,672,659
平成２７年度	354,570,977	300,639,458	27,777,256	26,154,263
平成２８年度	351,973,979	299,076,993	28,363,547	24,533,439
平成２９年度	348,929,432	297,369,120	27,345,465	24,214,847
平均	353,560,184	300,565,873	27,847,280	25,147,031

※消費税及び地方消費税込額

④ 使用料見直し方法

従前から下水道３事業における使用料や受益者負担金などの水準については、深川市都市計画審議会に諮問し、答申を得て取り進めていましたが、平成１７年に深川市都市計画審議会において、新たな審議会による、公共下水道事業、農業集落排水事業に個別排水処理施設事業を加えた下水道３事業の「経営と受益者負担のあり方について検討すべき」との答申を受け、平成１８年８月に「深川市上下水道経営審議会」を設置し、以降、下水道３事業の経営の安定を図るために「使用料算定要領」により、４年毎に使用料の見直しを行っています。

≪使用料算定要領≫

平成１８年に使用料算定要領を作成し、都度、使用料の見直しを行っており、これまでの考え方は次のとおりです。

〇算定期間　４年間

〇使用料算定の考え方

下水道３事業の公共性から、同一サービスは同一水準との基本的考えにより、下水道３事業の収支計画を合算して使用料の見直しを行い、３事業同一の使用料とする。

〇使用料対象経費

使用料算定に係る対象経費は、汚水処理にかかる維持管理費の全額と汚水資本費から公費負担を除いた経費の合算額とする。

〇使用料対象経費から除く費用

国の繰出基準に基づく公費負担経費

〇国の繰出基準に基づかない公費負担経費

①水洗化資金融資手数料

②低所得世帯負担軽減措置

③歳出に対して不足する額

〇資本費平準化債の取扱い

資本費平準化債（20 年償還）は、下水道事業債の元利償還期間（30 年）

と施設の減価償却期間（管渠は 50 年）との差があるため、現在の使用者と将来負担者の不均衡是正のためであり、本市はその制度を平成１６年度から活用しています。今後においても現使用者の負担軽減を図るものとする。

〇算定要領等の変更

算定要領及び算定期間については、繰出基準の変更など、必要に応じて変更できるものとする。

（３）組織

下水道３事業の所管は、平成１６年度以前は旧下水道課が所管していましたが、平成１７年度からは水道事業と管理部門を統合し、上下水道課として現在に至っています。

平成２９年度末における公共下水道事業は正職員６人。この他に臨時職員１人により事業を推進しています。

なお、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業では、予算上の職員配置はありません。

年度	合計	事務職員	技術職員	年度当初平均年齢
平成２５年度	６人	４人	２人	４１歳３か月
平成２６年度	５人	４人	１人	４８歳０か月
平成２７年度	６人	４人	２人	３８歳５か月
平成２８年度	５人	４人	１人	３７歳８か月
平成２９年度	６人	３人	３人	４２歳１１か月

※管理職は水道事業会計職員としているため、下水道事業特別会計が水道事業会計に費用の一部を負担金として支出しています。

２．民間活力の活用等

（１）民間活力の活用

公共下水道事業及び農業集落排水事業の全施設については、指定管理者制度やＰＰＰ・ＰＦＩの活用を行っていませんが、維持管理をそれぞれ民間業者に委託しており、個別排水処理施設整備事業については、市内４地区毎に浄化槽保守点検業務を委託し、施設の機能維持に努めています。

また、水洗便所等の改造資金融資は市が損失補償を行い、市内の金融機関に委託し実施しており、使用料徴収業務は水道事業が担っています。

施設の維持管理における委託業務は次のとおりです。

＜公共下水道事業・農業集落排水事業＞

下水処理業務（処理場・ポンプ場・ポンプ所）、水質等成分分析検査、自家用電気工作物保安管理業務、消防用設備点検、汚泥運搬・処理（堆肥化を含む）、管渠清掃業務、場内道路除雪

＜個別排水処理施設整備事業＞

浄化槽保守点検業務、浄化槽清掃業務（計画清掃・一般清掃）

（２）資産活用の状況

＜公共下水道事業＞

公共下水道事業のエネルギー活用としては、処理場から発生する下水汚泥が主なものです。汚泥発生量は減少傾向にありますが、肥料登録により一部を農地還元利用しているものを除き、産業廃棄物として脱水後に、委託により乾燥・焼却・埋め立て処理しており、全てを有効利用している状況にありません。

また、処理水を近接する建物の水洗トイレに利用しています。

なお、土地建物については、深川市公共施設等総合管理計画により、施設の有効利用と総床面積の削減が必要ですが、今後の検討課題となっています。

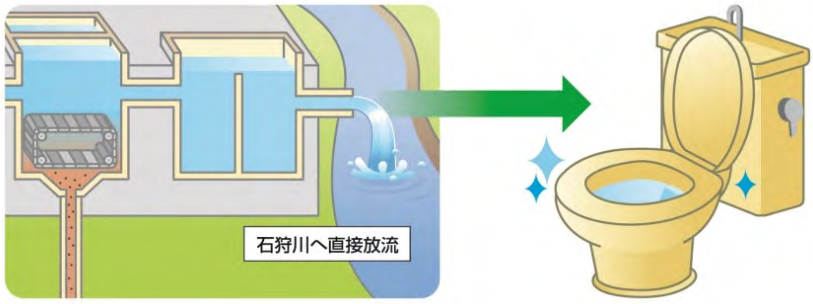

下水処理水を直接放流　　処理水の一部を洗水利用

＜農業集落排水事業・個別排水処理施設整備事業＞

農業集落排水処理場及び合併処理浄化槽からも汚泥が発生します。これらの汚泥は、一般廃棄物として北空知１市５町で構成する北空知衛生センター組合の処理施設（汚泥再生センター）において処理され、そのほとんどは肥料として農地に還元し、有効利用されています。

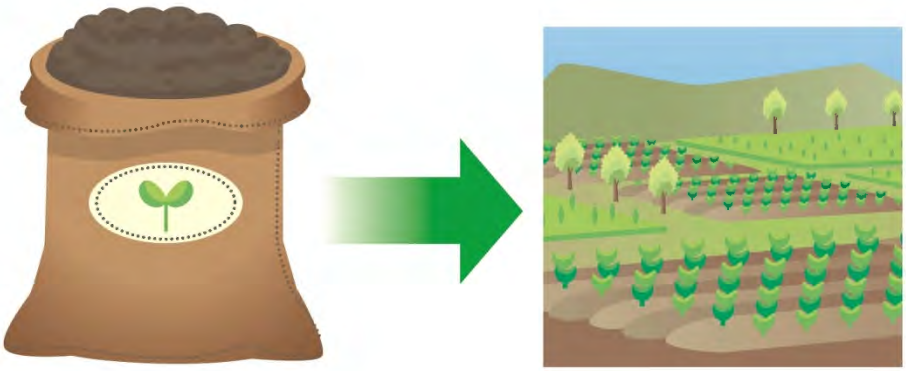

下水汚泥の肥料登録　　農地還元利用

３．経営分析比較表を活用した現状分析

総務省が公表している経営分析比較表は、自治体自らが経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能なものとして、平成２８年から公表しているものです。

また、中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」の策定を進める上で有益な状況であることや、市議会や住民に対して経営状況の説明に活用することが期待されているものです。

以下は、本市と類似団体における経営指標の傾向です。

※類似団体平均は、総務省による分類です。本市の類似団体区分は次のとおりです。

公共下水道事業：「Cc１」（区域内人口３万人未満、処理区域内人口密度 50 人/ha 以上、供用開始後 30 年以上）

農業集落排水事業：「Ｆ２」（供用開始後１５年以上）

個別排水処理施設整備事業：「Ｌ２」　（供用開始後１５年以上）

【別紙１】公共下水道事業経営分析比較表

【別紙２】農業集落排水事業経営分析比較表

【別紙３】個別排水処理施設整備事業経営分析比較表

（１）経営の健全性・効率性

＜公共下水道事業＞

①収益的収支比率　（%）

収益的収支比率は、総収益が総費用と地方債償還金をどの程度賄えているかを表しています。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	76.19	78.56	82.89	84.13
類似団体平均	－	－	－	－
算定式	総収益÷（総費用＋地方債償還金）×１００			

②企業債残高対事業規模比率　（%）

使用料収入に対する企業債残高の割合を表しており、企業債残高規模を表す指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	828.05	773.09	710.17	648.51
類似団体平均	739.53	721.06	862.87	671.97
算定式	使用料で負担すべき企業債現在高÷（営業収益－受託工事収益等）×１００			

③経費回収率　（%）

使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	86.68	90.03	93.41	93.40
類似団体平均	84.05	84.86	85.39	86.34
算定式	使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×１００			

④汚水処理原価　（円/㎥）

有収水量１㎥当りの汚水処理に要した経費				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	220.02	220.64	214.82	215.21
類似団体平均	190.12	188.14	188.79	175.12
算定式	汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量			

⑤施設利用率　（%）

施設が１日に対応可能な処理能力に対する、１日平均処理水量の割合です。施設の利用状況や施設規模を判断する指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	86.25	84.80	82.51	85.66
類似団体平均	63.60	64.23	59.40	55.58
算定式	晴天時１日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×１００			

⑥水洗化率　（%）

現在処理区域内人口に対して水洗便所設置し利用している人口の割合を表した指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	92.70	93.46	93.49	94.34
類似団体平均	90.98	90.92	89.81	93.10
算定式	現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×１００			

＜農業集落排水事業＞

①収益的収支比率　（%）

収益的収支比率は、総収益が総費用と地方債償還金をどの程度賄えているかを表しています。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	58.73	59.13	61.60	61.64
類似団体平均	－	－	－	－
算定式	総収益÷（総費用＋地方債償還金）×１００			

②企業債残高対事業規模比率　（%）

使用料収入に対する企業債残高の割合を表しており、企業債残高規模を表す指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	891.49	895.84	871.27	629.17
類似団体平均	1,126.77	1,044.80	1,081.80	974.93
算定式	使用料で負担すべき企業債現在高÷（営業収益－受託工事収益等）×１００			

③経費回収率　（%）

使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	89.01	93.02	91.31	88.15
類似団体平均	50.90	50.82	52.19	55.32
算定式	使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×１００			

④汚水処理原価　（円/㎥）

有収水量１㎥当りの汚水処理に要した経費				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	216.50	214.79	220.73	228.16
類似団体平均	293.27	300.52	296.14	283.17
算定式	汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量			

⑤施設利用率　（%）

施設が１日に対応可能な処理能力に対する、１日平均処理水量の割合です。施設の利用状況や施設規模を判断する指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	45.52	43.49	41.69	41.78
類似団体平均	53.78	53.24	52.31	60.65
算定式	晴天時１日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×１００			

⑥水洗化率　（%）

現在処理区域内人口に対して水洗便所設置し利用している人口の割合を表した指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	87.51	87.86	87.84	89.35
類似団体平均	84.06	84.07	84.32	84.58
算定式	現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×１００			

＜個別排水処理施設整備事業＞

①収益的収支比率　（%）

収益的収支比率は、総収益が総費用と地方債償還金をどの程度賄えているかを表しています。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	81.95	81.31	81.57	83.81
類似団体平均	－	－	－	－
算定式	総収益÷（総費用＋地方債償還金）×１００			

②企業債残高対事業規模比率　（%）

使用料収入に対する企業債残高の割合を表しており、企業債残高規模を表す指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	522.15	483.06	448.08	344.58
類似団体平均	799.41	701.33	663.76	566.35
算定式	使用料で負担すべき企業債現在高÷（営業収益－受託工事収益等）×１００			

③経費回収率　（%）

使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	59.80	60.26	61.55	63.77
類似団体平均	51.57	53.48	53.76	52.27
算定式	使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×１００			

④汚水処理原価　（円/㎥）

有収水量１㎥当りの汚水処理に要した経費				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	307.98	312.78	309.66	298.29
類似団体平均	282.50	277.29	275.25	291.01
算定式	汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量			

⑤施設利用率　（%）

施設が１日に対応可能な処理能力に対する、１日平均処理水量の割合です。施設の利用状況や施設規模を判断する指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	39.70	39.07	39.37	36.58
類似団体平均	48.69	52.52	54.14	132.99
算定式	晴天時１日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×１００			

⑥水洗化率　（%）

現在処理区域内人口に対して水洗便所設置し利用している人口の割合を表した指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	100.00	100.00	100.00	100.00
類似団体平均	87.42	84.94	84.69	82.94
算定式	現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×１００			

（２）施設の老朽化

＜公共下水道事業＞

○管渠改善率　（%）

当年度に更新した管渠延長の割合を示した指標です。				
区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	0.00	0.00	0.00	0.00
類似団体平均	0.15	0.11	0.09	0.16
算定式	当年度に更新した管渠延長÷下水道布設延長×１００			

＜農業集落排水事業＞

○管渠改善率　（%）

当年度に更新した管渠延長の割合を示した指標です。				
分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
深川市	0.00	0.00	0.00	0.00
類似団体平均	0.03	0.02	0.01	2.05
算定式	当年度に更新した管渠延長÷下水道布設延長×１００			

＜個別排水処理施設整備事業＞

個別排水事業は、住宅敷地に合併処理浄化槽を設置する事業のため、施設の老朽化に関する指標はありません。

（３）経営分析比較表による現状と課題

公共下水道事業や農業集落排水事業は、「地域インフラ」であり、欠かすことのできない事業として、次の内容を中長期的に解決していく必要があります。

また、個別排水処理施設整備事業は、合併処理浄化槽設置事業ではあるものの、他の下水道事業と機能は同じであることから「地域インフラ」と同様に考えていく必要があります。

① 経常収支比率及び料金回収率の改善

公共下水道を類似団体と比較した場合、汚水処理原価と経費回収率が比較的高くなっています。しかし、将来的に利用人口の減少が予想され、大きな収入増が見込まれないため、経費の節減が必要です。

当面の目標としては、経費の節減を図りつつ、収益収支比率１００％を目指し、合併処理浄化槽の設置とともに、単独浄化槽から下水道３事業施設への切り替えや、公共下水道及び農業集落排水事業区域内未接続家屋の解消などにより、水洗化率を含めた下水道接続率の向上や、侵入水対策などに取り組みます。

②施設の更新

「下水道中期ビジョン」において、課題として明記している主な内容は次のとおりです。

・下水道施設の定期的な調査（点検・診断）の実施
・下水道施設の効率的な改築・修繕計画の策定と実施
・管渠や汚水桝等の不良箇所調査と修繕
・下水道総合地震対策計画の策定
・下水道施設に対する段階的な耐震化対策の実施

一部取り組みを行っている課題もありますが、これらの推進を図る必要があります。

第２章　経営の基本方針

１．経営の基本方針

下水道３事業は、平成２３年度に「深川市下水道中期ビジョン」を策定し「豊かな水と健全なくらしを未来につなげる下水道」を基本理念として、本市の下水道３事業における目指すべき方向性と事業展開を定めています。

本経営戦略においては「深川市下水道中期ビジョン」の基本理念及び事業の方向性を継承し、次のとおりとします。

【基本理念】

「豊かな水と健全なくらしを未来につなげる下水道」

また、本経営戦略において、今後推進する「経営方針」は、次のとおりとします。

（１）健全な下水道経営

公共下水道事業の深川浄化センターは、長寿命化計画に基づく主要機器の更新作業を平成 29 年度で終え、今後は「ストックマネジメント計画」により施設の安定した運転を維持していくための改築・更新に取り組みます。

また、音江浄化センターについても処理場の更新を検討いたします。

農業集落排水事業の納内地区処理場は、平成 30 年度で機能強化事業による処理場の機器更新を完了し、以降は管渠（桝・マンホール）の更新を行います。

多度志地区処理場についても処理場の更新等に取り組みます。

しかし、各施設の更新については、人口減少等の影響もあり、使用料収入の増を見込める状況にないことから、下水道サービスを維持・継続するために、施設更新事業費用の平準化等を図らなければ安定的な経営は難しい状況にあります。

持続可能な循環型社会の実現に向けて、安定的な下水道サービスを提供するため、経営基盤の強化を図り、健全な下水道事業の運営を目指すともに、地方公営企業法適用も視野に入れ取り組みます。

なお、水道事業と連携した組織運営を行っていることもあり、「深川市水道事業経営戦略」の方針を一部準用し取り進めます。

（２）水環境保全と公衆衛生に向けた汚水処理及び施設整備

下水道３事業は、家庭や工場等からの汚水を適正に処理し、河川の水質保全や市民の豊かな生活を維持します。

本経営戦略では、全市的な下水道への更なる接続率の向上を目指して水洗化率１００％を目標とし、下水道への接続推進を図ります。

（３）環境にやさしいまちづくりに寄与する下水資源活用

下水道資源として、汚水の処理過程で発生する汚泥を有効に活用し、環境との調和を図り循環型社会を目指します。

具体的には汚泥の肥料としての活用や、再生水の利用を継続します。

（４）持続可能な施設利用のための適正な維持管理

納内地区及び多度志地区の農業集落排水事業は既に整備を完了しており、公共下水道事業も農地以外についてはほぼ整備を完了しています。

このため、施設の定期的点検や計画的な改築・修繕を行い、侵入水対策を含めた適正な維持管理が必要です。経営を考慮しつつ、施設の長寿命化や耐震化を図っていきます。

（５）都市計画に応じた雨水排水整備

公共下水道事業には浸水対策としての機能もあります。これまで大きな浸水被害は発生していないため、雨水排水整備の緊急性は高くありませんが、「深川市都市計画マスタープラン」による土地利用形態や道路冠水が想定される箇所を考慮した上で、街路事業などの実施時期に併せて整備し、浸水被害の軽減を図ります。

２．計画期間

下水道３事業の経営戦略の計画期間は、平成 29 年度から３８年度までの１０年間とします。

また、経営状況等の変化に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

３．他の計画との整合性

市全体の基本計画である「第五次深川市総合計画」との整合を図り、さらに「深川市下水道中期ビジョン」により、下水道事業・農業集落排水事業・個別排水処理施設整備事業の各事業との整合性を図ります。

また、平成１６年策定の「都市計画マスタープラン」、平成２７年３月策定の「深川市生活排水処理基本計画」や平成２８年１１月に策定の「深川市公共施設等総合管理計画」とも整合性を取りつつ、下水道３事業の推進に努めます。

※他の計画との整合性

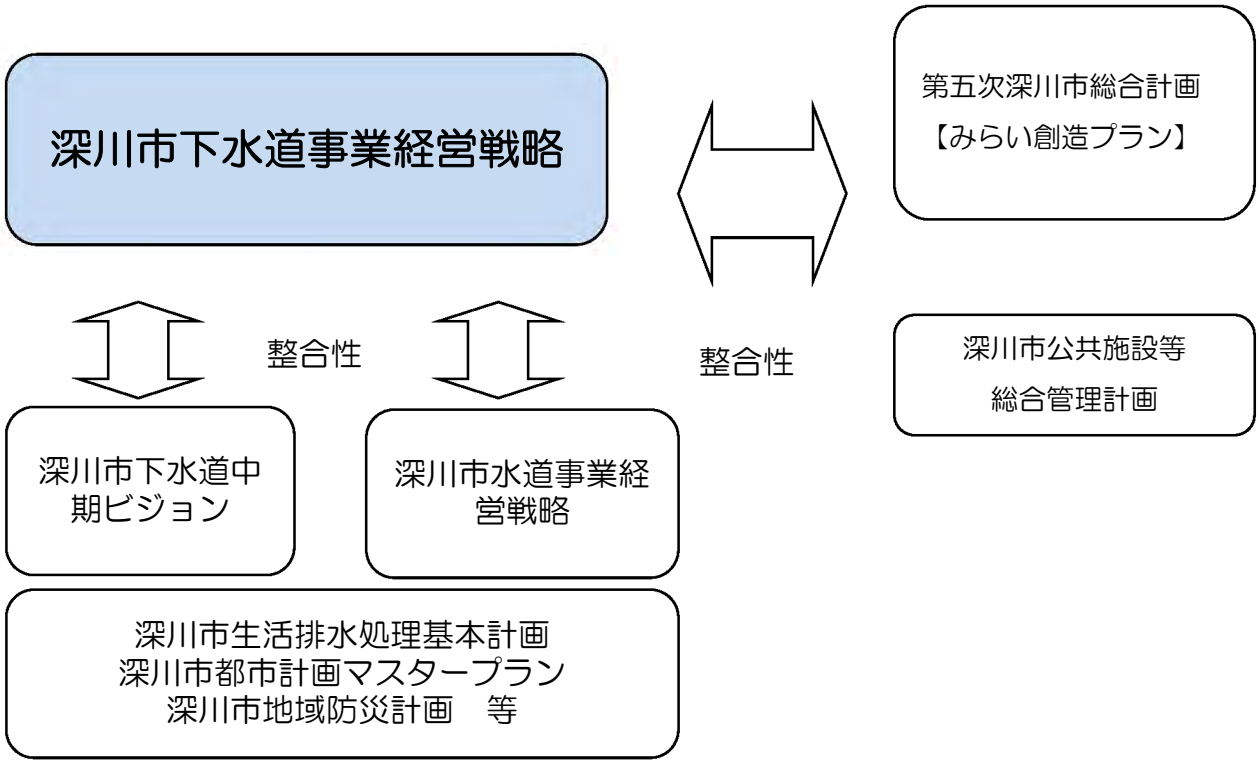

第３章　投資・財政計画（収支計画）

１．投資・財政計画（収支計画）

下水道３事業は、２つの特別会計を設置し経営しています。公共下水道事業は下水道事業特別会計により経営しており、農業集落排水事業及び個別排水処理施設整備事業は、農業集落排水事業特別会計により経営しています。

なお、農業集落排水事業特別会計については、２つの事業に区分して収支計画を算定しています。

いずれも、財政収支計画については、平成２８年度総務省の経営分析比較表を考察しつつ、算定しているものです。

下水道事業特別会計（下水道事業）　【別紙４参照】
農業集落排水事業特別会計
①農業集落排水事業　【別紙５参照】
②個別排水処理施設整備事業　【別紙６参照】

２．投資・財政計画の策定に当たっての説明

国立社会保障人口問題研究所による行政人口推計によると、深川市は減少傾向にあるため、投資・財政収支計画においても、収入のほとんどを占める使用料については、過去の減少傾向を加味した算定を行っています。

建設事業の企業債や資本費平準化債等についてはできる限り借入を行い、世代間の公平な負担に努めていますが、現在、収支均衡とはなっていないため、市普通（一般）会計からの繰出金により収支不足分を補填しています。

施設の更新については投資の平準化を図り、施設全体の維持管理を最適化する「ストックマネジメント基本計画」を平成２９年度に策定し、増大する改築需要に対応するため、計画的な事業の実施を収支計画に盛り込んでいます。

また、下水道３事業については、それぞれの終末処理場等が遠距離のため、事業統合や近隣町との広域化を考慮していませんが、災害時の対応と併せて検討いたします。

（１）収支計画のうち投資についての説明

＜公共下水道事業＞

〇投資の目標

区域内の汚水管整備は概ね終了しています。深川浄化センターは「長寿命化計画」に基づく機器の更新を行っており、平成２９年度で計画された整備を終えております。

「ストックマネジメント計画」による延命化に取り組むとともに、継続的なコスト削減による経費の合理化を徹底いたします。

「長寿命化計画」は、「ストックマネジメント計画」に制度を移行し、終末処理場だけではなく、ポンプ場や管渠においても、安全性を調査し、補修を行い、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止いたします。

今後の建設事業費としては、防災（浸水）対策としての雨水管渠工事も含め、補助事業及び起債対象事業として、財政収支計画に反映しています。

補助・起債対象事業費　（単位：千円）

年度	補助事業	起債事業
平成２９・３０年度	３１６，８００	１９，０００
平成３１・３２年度	２６５，０００	１９，０００
平成３３・３４年度	３７０，０００	１９，０００
平成３５・３６年度	２２３，０００	１９，０００
平成３７・３８年度	２４６，０００	１９，０００

なお、ストックマネジメント計画に基づく施設の診断調査を行った後に、補修費用も増減するため、全体費用の平準化を行いつつ整備を進めます。

＜農業集落排水事業＞

納内地区・多度志地区の農業集落排水事業は、既に整備を終えていますが、現在は納内農業集落排水処理場の機能強化として、平成２５年度から機器更新を行っており、平成３０年度に処理場の更新を完了いたします。

また、多度志地区農業集落排水処理場の機能強化については、今後検討いたします。

補助・起債対象事業費　　（単位：千円）

年度	補助・起債事業
平成２９・３０年度	１８２，５００
平成３１・３２年度	９，０００
平成３３・３４年度	２１，５００
平成３５・３６年度	２５，０００
平成３７・３８年度	６０，５００

＜個別排水処理施設整備事業＞

近年の浄化槽設置基数は年間１０基程度となっていることから、平成 29 年度以降についても１５基を毎年設置する予定で建設改良費に計上しています。

起債対象事業費　　（単位：千円）

年度	起債事業
平成２９・３０年度	４１，０４０
平成３１・３２年度	４１，８００
平成３３・３４年度	４１，８００
平成３５・３６年度	４１，８００
平成３７・３８年度	４１，８００

（２）収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標

下水道施設の改築・修繕の投資額が増えることや人口減少の進行による使用料収入の減少が見込まれるなか、持続可能な循環型社会の実現に向けた安定的な下水道サービスを提供するため、経営基盤の強化を図り、健全な下水道経営を目指します。

収益的収入は「営業収益」と「営業外収益」の２つに区分されます。

また、「資本的収入」は、建設改良に伴う補助金及び企業債の借入収入及び他会計補助金です。

他会計補助金は、企業債元金償還の財源として、国からの通達による基準内繰入金が主で、基準外繰入金に依存しない取り組みにより、年度末に前年度繰越金を増やさないよう、引き続き年度末に精査を行います。

＜公共下水道事業＞

収益的収入の「営業収益」は、下水道使用料がそのほとんどを占め、その他は、雨水整備に伴う企業債元利償還金等を一般会計が負担しているものです。

下水道使用料は平成２９年度に２億９千９１２万５千円。１０年後の平成３８年度は２億７千５７７万７千円と積算しており、この１０年間で約７．８％の減少を見込んでいます。

「営業外収益」は、そのほとんどが一般会計からの繰入金です。総務省通知による「繰出金について」に基づくものと、福祉施策として使用料減免に伴う費用を一般会計からの収入金として計上しています。

＜農業集落排水事業＞

収益的収入の「営業収益」は、農業集落排水施設使用料がそのほとんどを占め、その他は、雨水整備に伴う企業債元利償還金等を一般会計が負担しているものです。

農業集落排水処理施設使用料は平成２９年度に２千７４９万６千円。１０年後の平成３８年度は２千 446 万円と積算しており、この１０年間で約１１．０％の減少を見込んでいます。

「営業外収益」は、公共下水道事業と同じ内容です。

＜個別排水処理施設整備事業＞

収益的収入「営業収益」は、個別排水処理施設使用料がそのほとんど占めています。平成２９年度に２千４３７万９千円。１０年後の平成３８年度は２千７４０万５千円と積算しており、合併処理浄化槽は毎年設置を予定しているため使用料収入の増を見込んでいます。

「営業外収益」は、公共下水道事業と同じ内容です。

（３）収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資に係る費用は「資本的支出」となり、別記載としたため、下水道３事業におけるそれ以外の支出は「収益的支出」になります。

また、「収益的支出」は、「営業費用」と「営業外費用」の２つに区分されます。

主な費用は施設の維持管理に伴う費用であり、そのほとんどを業務委託しています。本収支計画においても引き続き業務委託を予定しており、また、下水道汚泥の堆肥活用の拡大を検討しつつ、農地還元を継続していきます。

＜公共下水道事業＞

「営業費用」は、職員給与費とその他に区分し、その他の内訳としては、深川浄化センター・音江浄化センター、公園通汚水中継ポンプ場・錦町汚水中継ポンプ場、管渠などの施設の維持管理費で、動力費用や委託費用です。

「営業外費用」は、そのほとんどが、過年度の建設改良に伴う企業債の支払利息です。

＜農業集落排水事業＞

農業集落排水事業の「営業費用」は、納内・多度志農業排水処理場、管渠などの施設の維持管理費で、動力費用や委託費用です。

また、「営業外費用」は、公共下水道事業と同じ内容です。

＜個別排水処理施設整備事業＞

個別排水処理事業の「営業費用」は、これまで設置している合併処理浄化槽の維持管理費で、浄化槽保守点検業務や浄化槽清掃業務になります。

また、「営業外費用」は、公共下水道事業と同じ内容です。

３．投資・財政計画（収支計画）未反映の取り組みや検討予定の概要

建設事業の企業債や資本費平準化債等についてはできる限り借入を行うことはもちろんですが、まずは、収支ギャップを埋める努力が必要なために、現行の使用料算定要領の見直しと平行して、使用料収入以外の財源の検討をいたします。

施設の更新については投資の平準化を図るため、「ストックマネジメント計画」の診断調査により、具体的な修繕計画を設定します。
維持管理面では、業務委託や下水道汚泥の堆肥化の取り組みの拡大も検討いたします。

また、下水道３事業については、それぞれの終末処理場等が遠距離のため、事業統合や近隣町との広域化は難しい状況ですが、近隣町の動向を注視し、災害時の対応と併せて検討いたします。

なお、下水道３事業の建設改良事業において、計画策定にかかる費用は、企業債の借入対象外であることから、建設改良費用の財源の平準化の弊害になっています。現制度においては年度間の一時的増減はやむを得ず、ある程度長期を見据えた投資の平準化を検討いたします。

（１）今後の投資についての考え方・検討状況

＜公共下水道事業＞

公共下水道事業は、浸水対策としての雨水幹線工事を主に行っている一方で、平成２９年度には深川浄化センターの長寿命化計画に基づく一連の工事を完了しました。
平成 30 年度からは、増大する改築需要に対応するため、「ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な事業の実施を収支計画に盛り込んで費用の平準化を行います。
また、国土交通省から下水道事業に係る国費支援の考え方として「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等への重点化方針が通知され、国による予算配分が示されましたが、下水道施設の公共的役割は、新築時も改築時も変わるものでなく、仮に下水道施設の改築への国費支援がなくなった場合、市民生活に重大な影響が及ぶこととなります。
市民生活の維持や公衆衛生の確保等公共的役割が極めて重要なことから、下水道施設の改築への国費支援を継続するよう国に対し要望いたします

＜農業集落排水事業＞

農業集落排水事業では、納内農業集落排水処理場の機能強化に取り組んでいますが、今後、機能診断調査及び最適整備構想の策定により、多度志農業集落排水処理場の機能強化を検討いたします。

＜個別排水処理施設整備事業＞

個別排水処理施設整備事業は、近年、合併処理浄化槽の設置希望が１０基程度のため、年間１５基を予定しており、現段階では未反映や未取り組みはありません。

（２）今後の財源についての考え方・検討状況

下水道３事業の「建設改良事業」に係る財源は、補助金や企業債で概ね確保しています。一方、企業債の元利償還金は減少傾向にあるものの、企業債元利償還金の財源となっている資本費平準化債の借入額が減少傾向にもあります。

また、施設の更新に伴う補助事業であっても、償還年数が３分の１程度と短いことも、経営上厳しいものとなっています。

さらに、維持管理に要する経費も、人件費の増により委託費が増額傾向にあることも懸念されます。

これらを解消するためには使用料水準を見直す必要がありますが、使用料水準の設定は、下水道３事業の合計使用料対象経費をもとに、同一として算定しているため現状では難しい状況にありますが、本経営戦略の財政収支計画が１０年であることから、使用料算定期間を連動させ、算定期間を５年（１年延長）としていくことや、下水道３事業の使用料同一水準維持を基本としつつ、使用料水準についてどうあるべきか検討いたします。

また、資源の有効活用による財源確保も検討課題ですが、下水道等に接続する場合には、排水設備確認申請の提出を受け、審査・確認を行っていますが、これらの経費の負担を申請者から得ていないため、これらの利用者負担についても使用料見直時に検討いたします。

（３）投資以外の経費についての検討状況

下水道３事業における投資以外の費用の多くは、施設の維持管理に要するものです。維持管理費は、動力費や委託料、修繕料が主な経費となっており、経費節減のためには、施設の適切な維持管理によるところが大きい状況です。

大きな維持管理費の増減は見込んでいませんが、業務委託を継続する予定にあることから、国の景気対策として人件費増の状況にあるため、委託料の増が懸念されます。

また、企業債償還利子については、概ね減少傾向にありますが、施設の老朽化に伴う修繕費の増が懸念されます。

（4）その他

安易に利用者に負担増を求めるだけではなく、経費の節減やより一層の住民サービスの向上を図る必要があります。

このため、今後において次の内容の実施を検討し、実行可能なものは順次進めていきます。

【情報提供】
・市ホームページを活用し、経営に関する情報を掲載

【納付の利便性】
・クレジットカードによる使用料収納の検討（水道事業と連動）

【委託化】
・使用料及び徴収に係る事務の委託化検討（水道事業と連動）
・財務事務の委託化検討

【応急体制の強化】
・施設の被害を想定した体制強化検討。
・施設台帳情報の複数個所保管などの情報バックアップ体制の充実
・下水道施設の維持管理情報のストックによる応急体制の充実
・市の防災部門と連携し、市民に対し下水道が使用できない場合の対応検討

【技術管理者の確保及び育成】
・農業集落排水処理場は、浄化槽法の適用を受ける施設であり、浄化槽の維持管理には、浄化槽技術管理者の配置が施設毎に必要であることから、その確保と後継者の育成を図ります。

【運営の広域化】
・深川市水道事業と連携した組織運営のため、市水道事業を通じて北空知広域水道企業団及び構成町と連携を深めます。

第４章　経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年、深川市上下水道経営審議会に会計予算概要並びに決算状況を説明しており、区域の拡大や使用料水準について諮問をする中で、意見を伺いこれまで事業を推進しています。

今回の経営戦略においては、新たな区域を設定した下水道整備は含まれていませんが、経営と設備投資の均衡を保つため、下水道整備の在り方について検討する必要があります。

また、下水道３事業のサービス向上のためには、必要に応じて利用者からご意見を募り、意見交換やパブリックコメントなどで寄せられる意見などを経営戦略に反映していくことが必要です。

このため、毎年度の決算状況を深川市上下水道経営審議会に報告し、本経営戦略の進捗状況や下水道３事業の経営状況を把握し、少なくても５年に一度は検証を行うなかで、使用料の見直しと連動させ、収支ギャップを解消できる経営戦略の改定を目指します。

【別紙１】

経営比較分析表（平成28年度決算）

北海道　深川市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd1	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	該当数値なし	74.65	80.39	3,775

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
21,597	529.42	40.79
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
15,874	6.36	2,495.91

グラフ凡例
- ■　当該団体値（当該値）
- ー　類似団体平均値（平均値）
- 【】　平成28年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

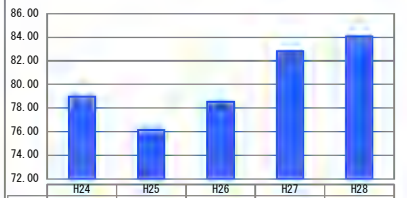

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	79.02	76.19	78.56	82.89	84.13
平均値					

「単年度の収支」

②累積欠損金比率(%)

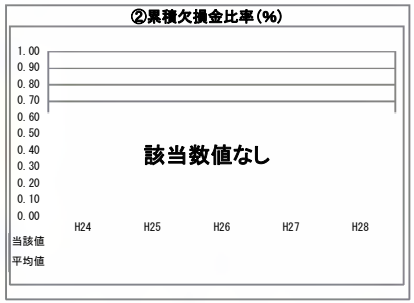

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「累積欠損」

③流動比率(%)

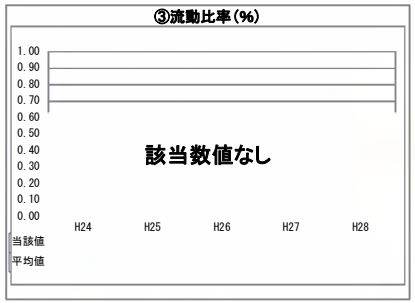

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「支払能力」

④企業債残高対事業規模比率(%)

【728.30】

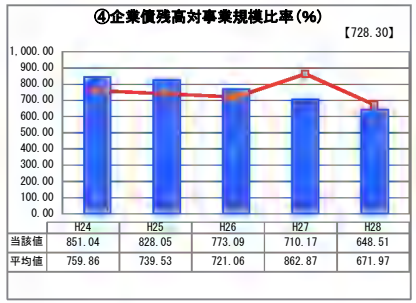

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	851.04	828.05	773.09	710.17	648.51
平均値	759.86	739.53	721.06	862.87	671.97

「債務残高」

⑤経費回収率(%)

【100.04】

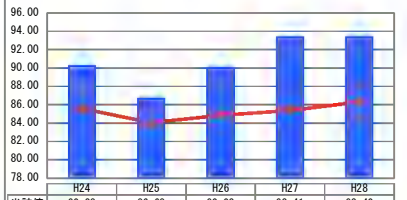

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	90.28	86.68	90.03	93.41	93.40
平均値	85.60	84.05	84.86	85.39	86.34

「料金水準の適切性」

⑥汚水処理原価(円)

【137.82】

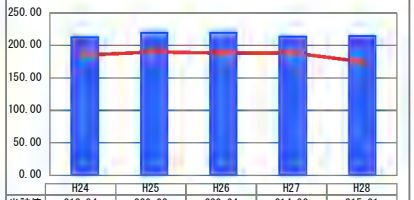

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	213.84	220.02	220.64	214.82	215.21
平均値	185.04	190.12	188.14	188.79	175.12

「費用の効率性」

⑦施設利用率(%)

【60.09】

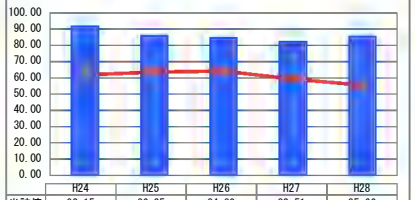

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	92.15	86.25	84.80	82.51	85.66
平均値	61.91	63.60	64.23	59.40	55.58

「施設の効率性」

⑧水洗化率(%)

【94.90】

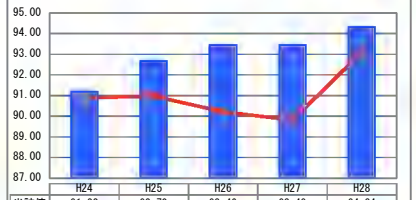

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	91.22	92.70	93.46	93.49	94.34
平均値	90.89	90.98	90.22	89.81	93.10

「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

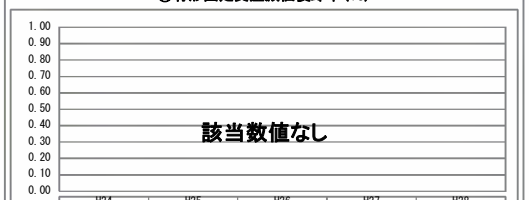

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「施設全体の減価償却の状況」

②管渠老朽化率(%)

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「管渠の経年化の状況」

③管渠改善率(%)

【0.27】

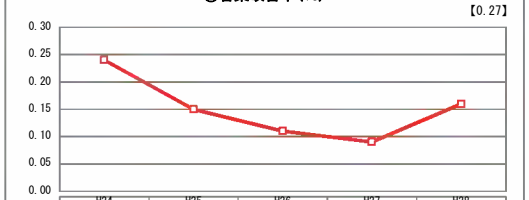

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.24	0.15	0.11	0.09	0.16

「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※　平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

総収益は、使用料収入が年々減少傾向にある。また、総費用では、企業債償還金及びその他維持管理経費が減少している傾向にあることから、収益的収支比率及び経費回収率は、年々改善されています。
また、事業着手時の企業債が年々償還を完了していることから、企業債残高は年々減少しています。

2. 老朽化の状況について

地方公営企業法非適用のため、減価償却の状況や管渠等の老朽化・改善状況は示されていませんが、深川市の下水道事業は深川処理区が昭和54年、音江処理区が平成11年に供用開始しており、特に深川処理区の終末処理場は長寿命化計画により機器の更新事業を行っています。
今後はストックマネジメント計画を策定し、処理場、ポンプ場や管渠の更新について検討していく予定にあります。

全体総括

下水道事業及び農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業は利用者の受益が同じであることから使用料水準を同一にしています。
その水準としては、３つの事業の汚水に係る総費用を回収できる水準を設定しているものの、収益的収支比率が100%に至っていない状況にあります。
また、区域内人口の減少は、経営に影響がありますが、従前より４年毎に使用料の見直しを行っており、平成30年度に見直しを予定していることから、市民の意見を聞きながら検討を進めていきます。
なお、今後の人口の減少及び施設の老朽化や耐震化への対応についても検討していく必要があります。これらのために経営戦略の策定により、他会計との経費負担の在り方や業務の効率化・経費の縮減に向けた見直しを検討するとともに、さらなる収益の増加に努めます。

【別紙２】

経営比較分析表（平成28年度決算）

北海道　深川市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	該当数値なし	7.86	74.12	3,775

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
21,597	529.42	40.79
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
1,671	1.28	1,305.47

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成28年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

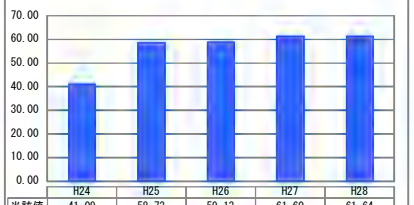

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	41.09	58.73	59.13	61.60	61.64
平均値					

「単年度の収支」

②累積欠損金比率(%)

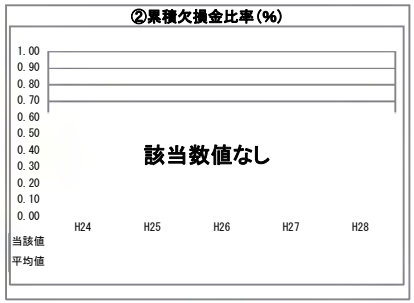

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「累積欠損」

③流動比率(%)

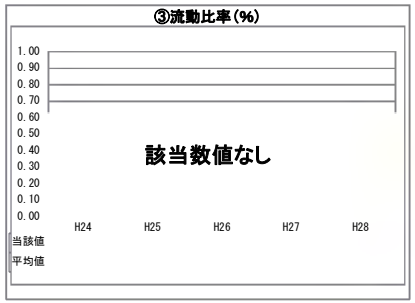

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「支払能力」

④企業債残高対事業規模比率(%)

【914.53】

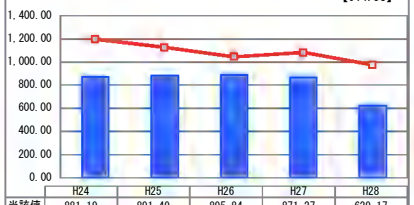

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	881.19	891.49	895.84	871.27	629.17
平均値	1,197.82	1,126.77	1,044.80	1,081.80	974.93

「債務残高」

⑤経費回収率(%)

【55.73】

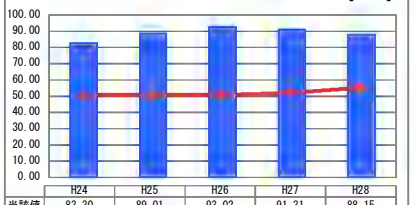

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	83.30	89.01	93.02	91.31	88.15
平均値	51.03	50.90	50.82	52.19	55.32

「料金水準の適切性」

⑥汚水処理原価(円)

【276.78】

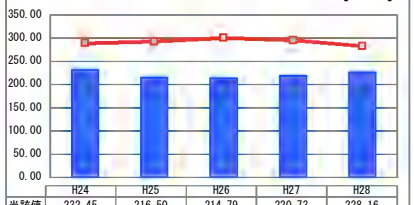

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	232.45	216.50	214.79	220.73	228.16
平均値	289.60	293.27	300.52	296.14	283.17

「費用の効率性」

⑦施設利用率(%)

【59.15】

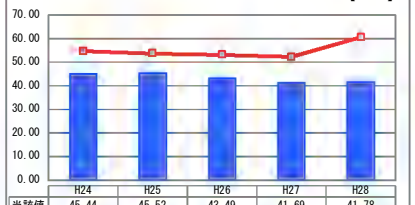

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	45.44	45.52	43.49	41.69	41.78
平均値	54.74	53.78	53.24	52.31	60.65

「施設の効率性」

⑧水洗化率(%)

【85.01】

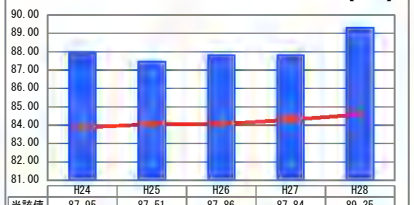

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	87.95	87.51	87.86	87.84	89.35
平均値	83.88	84.06	84.07	84.32	84.58

「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

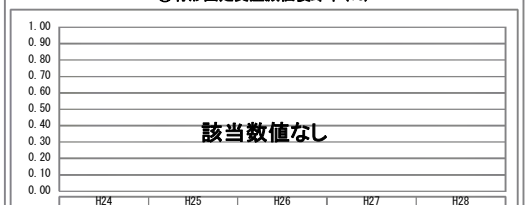

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「施設全体の減価償却の状況」

②管渠老朽化率(%)

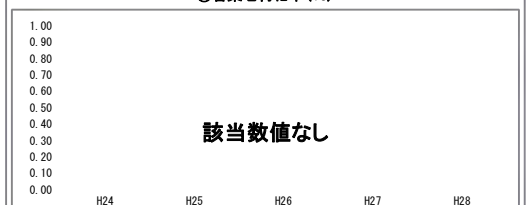

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「管渠の経年化の状況」

③管渠改善率(%)

【1.58】

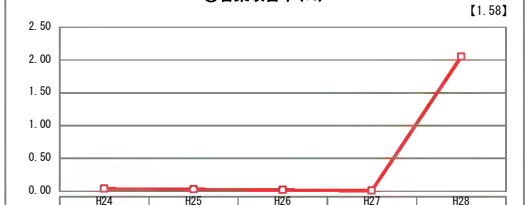

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.04	0.03	0.02	0.01	2.05

「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※　平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

平成23年度及び平成24年度に企業債利息を縮減するため、企業債の借換を行ったことにより償還金が一時増額となったものの、その後の費用縮減に寄与しており、収益的収支比率は年々改善されています。

なお、汚水処理場等において緊急的修繕を要したため維持管理経費が増加し、経費回収率や汚水処理原価は前年を下回りましたが、類似団体と比較すると良い状況にあります。

2. 老朽化の状況について

地方公営企業法非適用のため、減価償却の状況や管渠等の老朽化・改善状況は示されませんが、深川市の農業集落排水事業は納内地区が平成２年、多度志地区が平成10年に供用開始しており、現在、納内地区の処理場では、機能強化対策による機器の更新工事を行っています。

全体総括

下水道事業及び農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業は利用者の受益が同じであることから使用料水準を同一にしています。

その水準としては、３つの事業の汚水に係る総費用を回収できる水準に設定しているものの、収益的収支比率が100%に至っていない状況にあります。

また、区域内人口の減少は、経営にも影響を与えている現状にありますが、平成30年度に使用料の見直しを予定しており、市民の意見を聞きながら検討を進めていきます。

なお、今後の人口減少及び施設の老朽化や耐震化への対応についても検討が必要なため、平成28年度に策定した経営戦略に基づきながら、他会計との経費負担のあり方や業務の効率化・経費の縮減等を検討するとともに、さらなる収益の増加に努めます。

【別紙３】

経営比較分析表（平成28年度決算）

北海道　深川市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	該当数値なし	10.23	100.00	3,775

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
21,597	529.42	40.79
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
2,175	244.85	8.88

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成28年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

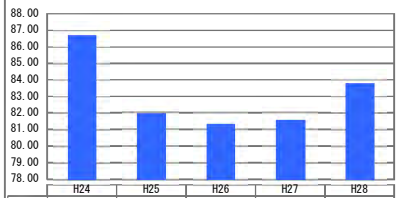

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	86.72	81.95	81.31	81.57	83.81
平均値					

「単年度の収支」

②累積欠損金比率(%)

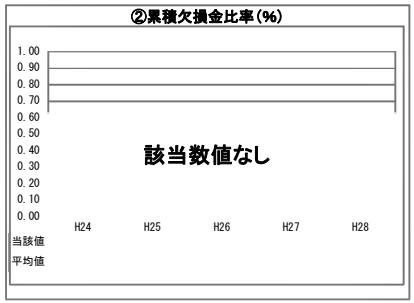

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「累積欠損」

③流動比率(%)

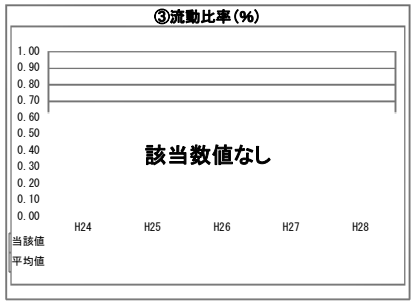

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「支払能力」

④企業債残高対事業規模比率(%)

【559.52】

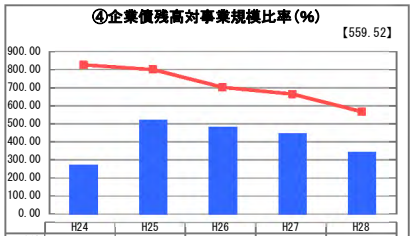

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	272.25	522.15	483.06	448.08	344.58
平均値	825.66	799.41	701.33	663.76	566.35

「債務残高」

⑤経費回収率(%)

【52.20】

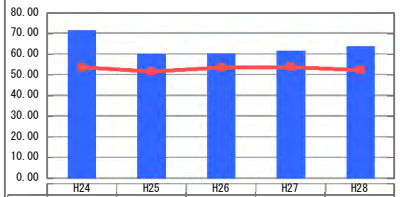

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	71.49	59.80	60.26	61.55	63.77
平均値	53.57	51.57	53.48	53.76	52.27

「料金水準の適切性」

⑥汚水処理原価(円)

【295.20】

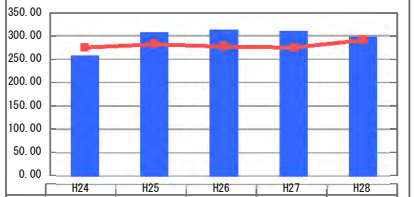

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	257.37	307.98	312.78	309.66	298.29
平均値	275.01	282.50	277.29	275.25	291.01

「費用の効率性」

⑦施設利用率(%)

【122.90】

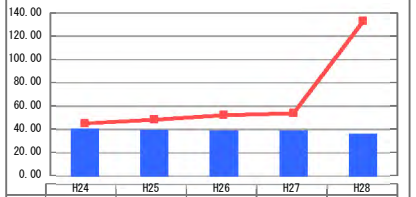

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	40.74	39.70	39.07	39.37	36.58
平均値	45.33	48.69	52.52	54.14	132.99

「施設の効率性」

⑧水洗化率(%)

【81.31】

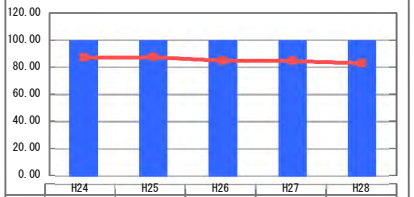

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
平均値	87.30	87.42	84.94	84.69	82.94

「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

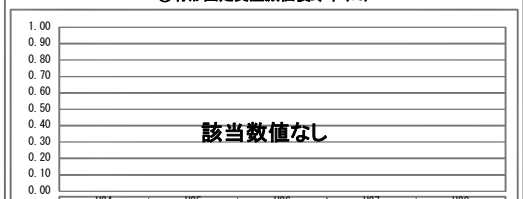

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「施設全体の減価償却の状況」

②管渠老朽化率(%)

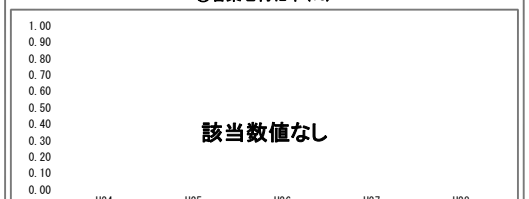

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値					
平均値					

「管渠の経年化の状況」

③管渠改善率(%)

【-】

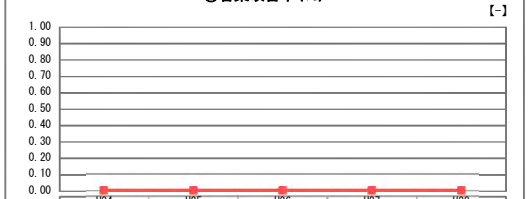

	H24	H25	H26	H27	H28
当該値	-	-	-	-	-
平均値	-	-	-	-	-

「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※　平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

平成19年度までは年間30基以上の合併処理浄化槽を設置していましたが、それ以降は年間10基前後の整備となっていることから、企業債残高対事業規模比率は減少傾向にあります。
また、浄化槽基数は毎年増加しているものの、利用者数は減少傾向にあるため、年度により使用料収入は増減を繰り返していますが、収益的収支比率や経費回収率は年々緩やかに改善されています。

2. 老朽化の状況について

地方公営企業法非適用のため、減価償却の状況や施設等の老朽化・改善状況は示されませんが、深川市の個別排水処理施設整備事業は平成７年より実施しており、事業の性格上、個人宅への合併処理浄化槽の設置であるとともに、ＦＲＰ構造のため計画的な改修の必要はありません。

全体総括

下水道事業及び農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業は利用者の受益が同じであることから使用料水準を同一にしています。
その水準としては、３つの事業の汚水に係る総費用を回収できる水準に設定しているものの、収益的収支比率が100%に至っていない状況にあります。
下水道事業及び農業集落排水事業との均衡を考慮していることが、経営に大きな影響を与えていますが、平成30年度に使用料の見直しを予定しており、市民の意見を聞きながら検討を進めていきます。
なお、周辺用水の水環境保全の側面から継続的な事業展開が必要なため、平成28年度に策定した経営戦略に基づきながら、他会計との経費負担のあり方や業務の効率化・経費の縮減等を検討するとともに、さらなる収益の増加に努めます。

【別紙4】 下水道事業特別会計（下水道事業）投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度			前々年度（決算）	前年度〔決算〕	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	512,694	551,112	577,718	571,973	571,013	580,750	575,320	583,370	576,503	573,205	542,903	513,665
		(1) 営業収益 (B)	377,213	374,795	375,189	361,549	357,722	355,486	351,910	344,022	339,138	331,350	326,320	318,849
		ア 料金収入	300,125	299,125	305,127	292,043	291,842	289,085	286,371	283,691	281,036	278,399	275,777	273,167
		イ 受託工事収益 (C)												
		ウ その他	77,088	75,670	70,062	69,506	65,880	66,401	65,539	60,331	58,102	52,951	50,543	45,682
		(2) 営業外収益	135,481	176,317	202,529	210,424	213,291	225,264	223,410	239,348	237,365	241,855	216,583	194,816
		ア 他会計繰入金	134,172	175,916	201,822	209,717	212,584	224,557	222,703	238,641	236,658	241,148	215,876	194,109
		イ その他	1,309	401	707	707	707	707	707	707	707	707	707	707
	収益的支出	2 総費用 (D)	253,593	243,636	252,165	263,348	261,090	258,356	249,585	250,363	246,483	254,366	242,687	243,234
		(1) 営業費用	134,838	156,889	166,549	182,403	184,968	187,581	190,391	192,962	195,730	198,551	201,573	204,360
		ア 職員給与費	28,992	21,368	21,668	30,869	30,932	30,996	31,059	31,123	31,186	31,250	31,315	31,379
		うち退職手当												
		イ その他	105,846	135,521	144,881	151,534	154,036	156,585	159,332	161,839	164,544	167,301	170,258	172,981
		(2) 営業外費用	118,755	86,747	85,616	80,945	76,122	70,775	59,194	57,401	50,753	55,815	41,114	38,874
		ア 支払利息	79,509	69,900	64,981	56,465	50,453	44,718	39,203	34,134	29,682	25,569	21,998	18,880
		うち一時借入金利息			168	168	168	168	168	168	168	168	168	168
		イ その他	39,246	16,847	20,635	24,480	25,669	26,057	19,991	23,267	21,071	30,246	19,116	19,994
	3 収支差引 (A)-(D) (E)		259,101	307,476	325,553	308,625	309,923	322,394	325,735	333,007	330,020	318,839	300,216	270,431
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	311,521	350,588	166,982	186,936	291,882	306,390	271,377	275,168	144,560	230,694	216,804	209,578
		(1) 地方債	170,400	175,600	88,900	115,000	165,500	171,400	151,400	150,500	92,700	136,100	124,200	118,900
		うち資本費平準化債	44,900	30,000	31,500	52,400	56,100	50,900	47,200	47,900	51,700	56,600	46,400	43,100
		(2) 他会計補助金	32,572	29,414	29,510	28,822	29,120	28,912	29,080	29,415	30,113	31,347	32,529	30,671
		(3) 他会計借入金												
		(4) 固定資産売却代金												
		(5) 国（都道府県）補助金	104,758	143,336	46,300	41,500	96,000	105,000	90,000	95,000	21,500	63,000	60,000	60,000
		(6) 工事負担金	3,791	2,238	2,272	1,614	1,262	1,078	897	253	247	247	75	7
		(7) その他												
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	573,578	657,254	492,535	495,561	601,805	628,784	597,112	608,175	474,580	549,533	517,020	480,009
		(1) 建設改良費	217,751	307,281	132,329	114,681	213,701	231,720	201,740	211,760	74,780	157,800	151,819	151,839
		うち職員給与費	11,494	18,737	18,730	9,181	9,201	9,220	9,240	9,260	9,280	9,300	9,319	9,339
		(2) 地方債償還金 (H)	355,827	349,973	360,206	380,880	388,104	397,064	395,372	396,415	399,800	391,733	365,201	328,170
		(3) 他会計長期借入金返還金												
		(4) 他会計への繰出金												
		(5) その他												
	3 収支差引 (F)-(G) (I)		△ 262,057	△ 306,666	△ 325,553	△ 308,625	△ 309,923	△ 322,394	△ 325,735	△ 333,007	△ 330,020	△ 318,839	△ 300,216	△ 270,431

【別紙4】 下水道事業特別会計（下水道事業）投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 2,956	810										
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	34,314	31,358	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)−(K)+(L)−(M) (N)	31,358	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	95											
実質収支 (N)−(O) 黒字 (P)	31,263	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168	32,168
実質収支 (N)−(O) 赤字 (Q)												
赤字比率（ (Q)/((B)−(C)) ×100 ）												
収益的収支比率（ (A)/((D)+(H)) ×100 ）	84.1	92.8	94.3	88.8	88.0	88.6	89.2	90.2	89.2	88.7	89.3	89.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)−(C) (S)	377,213	374,795	375,189	361,549	357,722	355,486	351,910	344,022	339,138	331,350	326,320	318,849
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)												

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支分	211,260	251,586	271,884	279,223	278,464	290,958	288,242	298,972	294,760	294,099	266,419	239,791
うち基準内繰入金	208,404	248,998	269,164	276,547	275,787	288,305	285,612	296,366	292,177	291,540	263,883	237,279
うち基準外繰入金	2,856	2,588	2,720	2,676	2,677	2,653	2,630	2,606	2,583	2,559	2,536	2,512
資本的収支分	32,572	29,414	29,510	28,822	29,120	28,912	29,080	29,415	30,113	31,347	32,529	30,671
うち基準内繰入金	29,479	29,414	29,397	28,709	29,007	28,799	28,967	29,302	30,000	31,234	32,416	30,558
うち基準外繰入金	3,093	0	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113
合計	243,832	281,000	301,394	308,045	307,584	319,870	317,322	328,387	324,873	325,446	298,948	270,462

【別紙5】 下水道事業特別会計（農業集落排水事業）投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度		前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支	1 総収益 (A)	41,708	44,531	50,740	55,532	57,605	60,594	56,232	55,988	58,417	56,250	56,658	57,981
収益的収入	(1) 営業収益 (B)	28,677	28,262	28,507	27,894	27,733	27,135	26,692	26,237	25,785	25,316	24,849	24,368
	ア 料金収入	27,919	27,496	27,666	27,388	27,181	26,727	26,274	25,820	25,367	24,914	24,460	24,007
	イ 受託工事収益 (C)												
	ウ その他	758	766	841	506	552	408	418	417	418	402	389	361
	(2) 営業外収益	13,031	16,269	22,233	27,638	29,872	33,459	29,540	29,751	32,632	30,934	31,809	33,613
	ア 他会計繰入金	13,018	14,259	22,215	27,620	29,854	33,441	29,522	29,733	32,614	30,916	31,791	33,595
	イ その他	13	2,010	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
収益的支出	2 総費用 (D)	26,401	22,641	25,784	25,893	25,774	25,782	25,249	25,375	25,102	24,685	24,585	24,897
	(1) 営業費用	20,342	17,413	19,438	20,264	20,322	20,319	20,463	21,057	21,042	21,041	21,205	21,769
	ア 職員給与費												
	うち退職手当												
	イ その他	20,342	17,413	19,438	20,264	20,322	20,319	20,463	21,057	21,042	21,041	21,205	21,769
	(2) 営業外費用	6,059	5,228	6,346	5,629	5,452	5,463	4,786	4,318	4,060	3,644	3,380	3,128
	ア 支払利息	5,936	5,170	5,139	5,207	4,905	4,516	4,164	3,871	3,563	3,272	3,058	2,956
	うち一時借入金利息			65	5	5	5	15	10	10	15	35	35
	イ その他	123	58	1,207	422	547	947	622	447	497	372	322	172
	3 収支差引 (A)-(D) (E)	15,307	21,890	24,956	29,639	31,831	34,812	30,983	30,613	33,315	31,565	32,073	33,084
資本的収支	1 資本的収入 (F)	134,553	170,424	90,513	17,265	16,310	25,214	40,514	36,407	38,753	40,403	64,503	55,103
資本的収入	(1) 地方債	72,600	89,900	50,700	11,600	11,700	22,700	33,000	31,400	32,000	32,900	43,500	34,100
	うち資本費平準化債	18,100	13,500	10,900	11,600	11,700	22,700	24,500	25,900	26,500	24,400	20,000	10,600
	(2) 他会計補助金	8,634	3,802	2,516	1,651	596							
	(3) 他会計借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国（都道府県）補助金	53,116	76,549	37,200	4,000	4,000	2,500	7,500	5,000	6,750	7,500	21,000	21,000
	(6) 工事負担金	203	173	97	14	14	14	14	7	3	3	3	3
	(7) その他												
資本的支出	2 資本的支出 (G)	149,762	192,248	115,469	46,904	48,141	60,026	71,497	67,020	72,068	71,968	96,576	88,187
	(1) 建設改良費	108,499	153,175	77,518	5,000	5,000	6,000	16,500	11,000	15,000	16,500	45,000	45,000
	うち職員給与費												
	(2) 地方債償還金 (H)	41,263	39,073	37,951	41,904	43,141	54,026	54,997	56,020	57,068	55,468	51,576	43,187
	(3) 他会計長期借入金返還金												
	(4) 他会計への繰出金												
	(5) その他												
	3 収支差引 (F)-(G) (I)	△ 15,209	△ 21,824	△ 24,956	△ 29,639	△ 31,831	△ 34,812	△ 30,983	△ 30,613	△ 33,315	△ 31,565	△ 32,073	△ 33,084

【別紙5】 下水道事業特別会計（農業集落排水事業）投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	98	66										
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	9,901	9,999	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)−(K)+(L)−(M) (N)	9,999	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)−(O) 黒字 (P)	9,999	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065	10,065
実質収支 (N)−(O) 赤字 (Q)												
赤字比率（ (Q)/((B)−(C)) ×100 ）												
収益的収支比率（ (A)/((D)+(H)) ×100 ）	61.6	72.2	79.6	81.9	83.6	75.9	70.1	68.8	71.1	70.2	74.4	85.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)−(C) (S)	28,677	28,262	28,507	27,894	27,733	27,135	26,692	26,237	25,785	25,316	24,849	24,368
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	472,298	523,125	535,873	505,569	474,128	442,802	420,805	396,185	371,117	348,549	340,473	331,386

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支分	13,776	15,025	23,056	28,126	30,406	33,849	29,940	30,150	33,032	31,318	32,180	33,956
うち基準内繰入金	13,389	14,687	22,041	27,233	29,470	32,963	29,099	29,249	32,167	30,503	31,387	33,138
うち基準外繰入金	387	338	1,015	893	936	886	841	901	865	815	793	818
資本的収支分	8,634	3,802	2,516	1,651	596							
うち基準内繰入金	4,502	3,802	2,516	1,651	596							
うち基準外繰入金	4,132											
合計	22,410	18,827	25,572	29,777	31,002	33,849	29,940	30,150	33,032	31,318	32,180	33,956

【別紙6】 下水道事業特別会計（個別排水処理施設整備事業）投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度			前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支	収益的収入	1 総収益 (A)	58,722	64,132	68,048	68,568	69,399	70,309	68,202	64,574	62,516	59,947	57,649	55,933
		(1) 営業収益 (B)	24,503	24,379	24,563	25,565	26,028	26,258	26,487	26,717	26,946	27,176	27,405	27,635
		ア 料金収入	24,503	24,379	24,563	25,565	26,028	26,258	26,487	26,717	26,946	27,176	27,405	27,635
		イ 受託工事収益 (C)												
		ウ その他												
		(2) 営業外収益	34,219	39,753	43,485	43,003	43,371	44,051	41,715	37,857	35,570	32,771	30,244	28,298
		ア 他会計繰入金	34,219	39,753	43,480	42,998	43,366	44,046	41,710	37,852	35,565	32,766	30,239	28,293
		イ その他			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	収益的支出	2 総費用 (D)	42,219	42,931	46,166	46,110	46,299	46,697	46,360	46,185	46,255	46,167	46,199	46,228
		(1) 営業費用	33,166	34,453	36,913	38,101	38,543	38,931	39,323	39,717	40,116	40,519	40,927	41,340
		ア 職員給与費												
		うち退職手当												
		イ その他	33,166	34,453	36,913	38,101	38,543	38,931	39,323	39,717	40,116	40,519	40,927	41,340
		(2) 営業外費用	9,053	8,478	9,253	8,009	7,756	7,766	7,037	6,468	6,139	5,648	5,272	4,888
		ア 支払利息	8,962	8,395	7,982	7,523	7,145	6,755	6,351	5,957	5,578	5,212	4,886	4,652
		うち一時借入金利息			15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		イ その他	91	83	1,271	486	611	1,011	686	511	561	436	386	236
	3 収支差引 (A)-(D) (E)		16,503	21,201	21,882	22,458	23,100	23,612	21,842	18,389	16,261	13,780	11,450	9,705
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入 (F)	21,530	12,295	28,299	28,935	29,186	29,383	32,452	37,231	40,714	44,200	44,190	43,383
		(1) 地方債	9,000	4,100	18,500	18,900	18,900	18,900	21,600	26,000	29,100	32,200	31,800	30,600
		うち資本費平準化債							2,700	7,100	10,200	13,300	12,900	11,700
		(2) 他会計補助金	11,471	7,720	7,984	8,220	8,471	8,668	9,037	9,416	9,799	10,185	10,575	10,968
		(3) 他会計借入金												
		(4) 固定資産売却代金												
		(5) 国（都道府県）補助金												
		(6) 工事負担金	1,059	475	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815	1,815
		(7) その他												
	資本的支出	2 資本的支出 (G)	38,033	33,496	50,181	51,393	52,286	52,995	54,294	55,620	56,975	57,980	55,640	53,088
		(1) 建設改良費	10,190	4,760	20,520	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900	20,900
		うち職員給与費												
		(2) 地方債償還金 (H)	27,843	28,736	29,661	30,493	31,386	32,095	33,394	34,720	36,075	37,080	34,740	32,188
		(3) 他会計長期借入金返還金												
		(4) 他会計への繰出金												
		(5) その他												
	3 収支差引 (F)-(G) (I)		△ 16,503	△ 21,201	△ 21,882	△ 22,458	△ 23,100	△ 23,612	△ 21,842	△ 18,389	△ 16,261	△ 13,780	△ 11,450	△ 9,705

【別紙6】 下水道事業特別会計（個別排水処理施設整備事業）投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収支再差引 (E)+(I) (J)												
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)−(K)+(L)−(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支 (N)−(O) 黒字 (P)												
実質収支 (N)−(O) 赤字 (Q)												
赤字比率（ (Q)/((B)−(C)) ×100 ）												
収益的収支比率（ (A)/((D)+(H)) ×100 ）												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)−(C) (S)	24,503	24,379	24,563	25,565	26,028	26,258	26,487	26,717	26,946	27,176	27,405	27,635
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	483,957	459,321	448,161	436,568	424,082	410,887	399,093	390,373	383,398	378,518	375,578	373,990

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収益的収支分	34,219	39,753	43,480	42,998	43,366	44,046	41,710	37,852	35,565	32,766	30,239	28,293
うち基準内繰入金	24,091	29,411	29,644	29,781	30,045	30,167	30,693	31,246	31,839	32,092	29,036	25,857
うち基準外繰入金	10,128	10,342	13,836	13,217	13,321	13,879	11,017	6,606	3,726	674	1,203	2,436
資本的収支分	11,471	7,720	7,984	8,220	8,471	8,668	9,037	9,416	9,799	10,185	10,575	10,968
うち基準内繰入金	7,454	7,720	7,984	8,220	8,471	8,668	9,037	9,416	9,799	10,185	10,575	10,968
うち基準外繰入金	4,017											
合計	45,690	47,473	51,464	51,218	51,837	52,714	50,747	47,268	45,364	42,951	40,814	39,261

【資料１】深川市公共下水道全体区域及び認可区域図

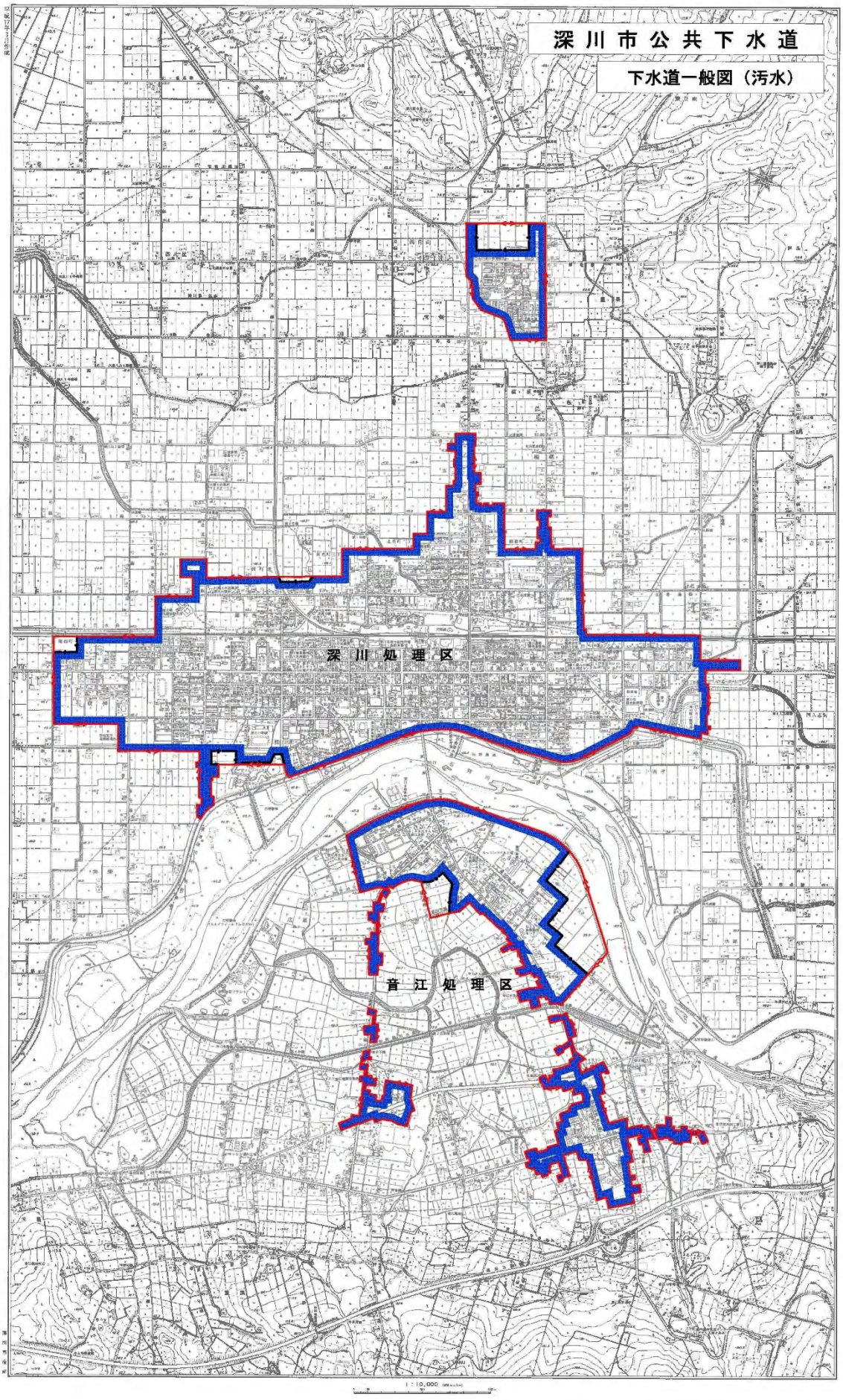

【資料２】深川市農業集落排水事業区域図

＜納内地区＞

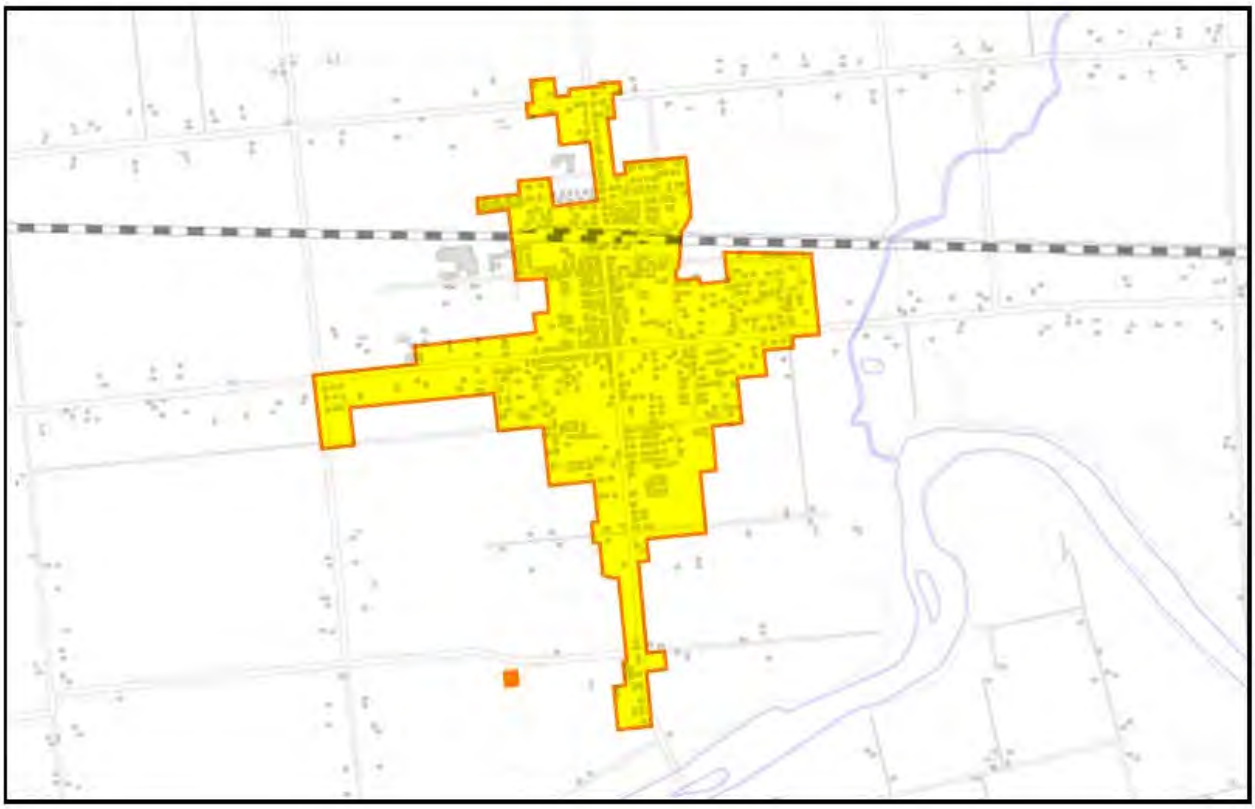

＜多度志地区＞

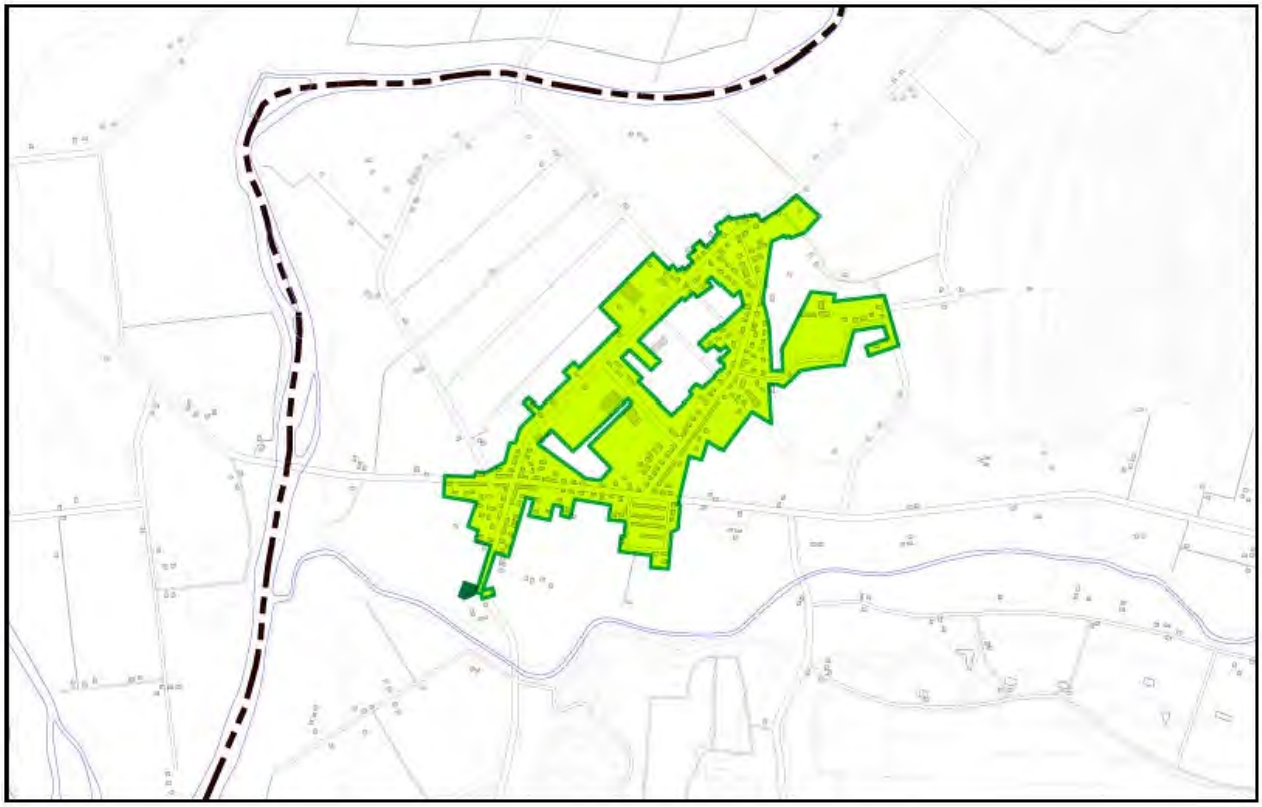

【参考】用語解説

【あ】

一般会計

国及び地方公共団体の官庁会計区分の一つで、福祉や教育、消防など住民に広く行われる事業の歳入・歳出会計です。

一般会計繰入金

維持管理費や企業債元利償還金のうち、雨水処理に係る経費を普通（一般）会計が負担し、特別会計に繰り入れるもの。

雨水管渠（かんきょ）

雨水を排除するための下水道管。

汚水管渠（かんきょ）

汚水を処理施設まで導く下水道管。

営業収益

企業の営業活動による収入の総称。本経営戦略ではそのほとんどが使用料収入です。

営業費用

企業の営業活動に必要な諸経費の総称。

汚泥

汚水の処理過程で発生する泥状の固形物。脱水後に肥料または、廃棄物として処分。

資本費

下水道建設事業の財源となる企業債の元利償還金。

【か】

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所，風呂，洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて，河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がありあます。

基準外繰入金

総務省の通達に基づかない基準で、福祉施策としての使用料軽減額や会計の収支不足による一般会計から繰り入れる資金。

基準内繰入金

総務省が通達している基準。特別会計（下水道会計等）へ一般会計から繰り入れる資金。

北空知衛生センター組合

本市及び５町（妹背牛、秩父別、北竜、沼田、幌加内）で構成する一部事務組合。ごみやし尿を共同で処理しています。

公営企業

公共団体がみずからが経営する公益的な事業。（上水道、下水道等）

公共下水道事業

地方公共団体が、主に市街地の下水を排除及び処理するための下水道。

個別排水処理施設整備事業

市が個人宅敷地内に合併処理浄化槽を設置するとともに維持管理する事業。使用者には設置時に工事費用の一部と、その後、使用水量に応じた使用料の負担があります。

【さ】

終末処理場

汚水を処理する施設。深川浄化センターでは、下水中に浮遊する微生物の力により有機物を分解し汚水を浄化しています。

浄化槽技術管理者
　浄化槽法により、５０１人以上の処理する施設に有資格を配置する必要があります。納内及び多度志集落排水処理場は、浄化槽法の適用を受けそれぞれに配置しています。
水洗化率
　「下水道管が使用出来るよう整備された区域の人口」に対する「下水道管への接続・使用している人口」の割合。
ストックマネジメント計画
　施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持修繕・改築などを、計画的かつ効率的に施設管理を行うこと。

【た】

地方公営企業法
　地方公共団体が経営する企業の「組織、財務及び職員の身分取扱い」などを定めている法律。
長寿命化計画
　施設の老朽化対策を行うための計画。施設の安全性や信頼性を検証し適正な維持管理に資する。

【な】

農業集落排水事業
　農村の住宅密集地のし尿や生活排水を処理する施設、またはその整備事業。

【は】

排水設備
　汚水を建物の外へ排出する設備総体を言い、下水道事業の場合は、台所・洗面所・お風呂トイレなどから、市が管理する汚水管までの設備です。
深川市下水道中期ビジョン
　本市の下水道が抱える課題や多様化する市民ニーズに対応するため、今後１０年間の目指すべき方向と事業展開を示した計画。
深川市上下水道経営審議会
　住民から１５名以内を委員委嘱しており、上下水道事業の経営について審議する機関。
深川市生活排水処理基本計画
　本市全体の生活排水対策の方向性と、さらなる生活排水処理率の向上を図るための計画。
深川市都市計画審議会
　市街地開発事業等の都市計画について審議する機関。
分流式下水道
　汚水管と雨水管を埋設し、汚水のみを処理施設で処理する下水道。
ポンプ場
　下水道管は、汚水が自然に流れていくように勾配をつけて埋設されており、段々深くなります。下水道管が深くなると工事や点検・清掃などの管理が大変になるため、ポンプで汲み上げ、高いところから汚水を流す施設です。

【や】

有収水量
　使用料として徴収の対象となる水量

深川市下水道事業経営戦略

発行日　平成２９年３月
　　平成３０年８月改訂

発　行　深川市
住　所　〒０７４－８６５０
　　北海道深川市２条１７番１７号
電　話　０１６４－２６－２３６５
　　（建設水道部上下水道課）
ＦＡＸ　０１６４－２２－２４６０
E-Mail　jogesuid@city.fukagawa.lg.jp